災害特別融資残高相殺事務取扱要領

１．目的

　自然災害による被害により経営に影響を受けた商工会地区の商工業者の早期復旧を支援するため、商工貯蓄共済の既存融資残高のある加入者（以下「加入者」という。）に対し既存融資残高の返済緩和の取扱いをすることを目的とする。

２．斡旋融資対象者

　　　「災害救助法」又は「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用地域若しくは北海道中小企業総合振興資金・災害貸付の対象として道が特別に必要と認める地域の商工会員のうち、商工会長から罹災証明書（別紙）の提出のあった加入者とする。

３．取扱要件

（１）連合会の融資残高相殺事務取扱要領第２条の要件を満たさない加入者であっても、本相殺融資の取扱いの対象とする。

（２）本相殺融資の申込金額は、既存融資残高相当額とする。

（３）融資期間、据置期間、返済方法及び融資利率は災害特別融資要領の定めと同様とする。

４．申込関係書類

　　　連合会の一般融資要領又は組合の融資要領に定める書類とする。

５．取扱表示

　　　金銭消費貸借契約証書の右上に　災害特別相殺　と表記して取扱うものとする。

６．その他

　　　その他この要領に特に定めのない事項については、連合会の一般融資要領又は組合の融資要領の定めによるものとする。

７．開始時期

　　　この要領は、平成２６年１０月１６日から実施する。

別紙

災害特別融資残高相殺に係る罹災証明書

事業所所在地

○○○（注１）に起因し、下記のとおり被害のあったことを証明願います。

平成　　年　　月　　日

事業主名

記

１．被害状況

（１）資産の損失額

1. 建 物　　　　　　　　　　　　　　　　円
2. 車両・機械装置　　　　　　　　　　　　　円
3. 什器備品　　　　　　　　　　　　　　　　円
4. 棚卸資産　　　　　　　　　　　　　　　　円

（２）売上被害等（売上減など具体的に記入）

上記のとおり被害を受けたことを証明する。

平成　　年　　月　　日

商工会長名

（注１）○○○には、例えば「○月○日発生した大雨災害等」を入れる。